

第3章 計画の推進のために取り組む施策

施策体系

I 教育の支援	1 学校をプラットフォームとした総合的な支援	(1) 学校教育による学力保障
		(2) 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携
		(3) 地域による学習支援
		(4) 高等学校等における就学継続のための支援
	2 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の負担の軽減と質の向上	
	3 就学支援の充実	(1) 義務教育段階の就学支援の充実
(2) 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減		
(3) 特別支援教育に関する支援の充実		
4 大学等進学に対する教育機会の提供	(1) 高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実	
	(2) 国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援	
5 生活困窮世帯等への学習支援		
6 その他の教育支援	(1) 子どもの食事・栄養状態の確保	
	(2) 多様な体験活動の機会の提供	
	(3) 子育てや修学等に関する相談体制の充実	
II 生活の支援	1 保護者の生活支援	(1) 保護者の自立支援
		(2) 保育等の確保
		(3) 保護者の健康確保
		(4) 母子生活支援施設等の活用
	2 子どもの生活支援	(1) 児童養護施設等の退所児童等の支援
		(2) 食育の推進に関する支援
		(3) ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援
	3 子どもの就労支援	(1) ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援
		(2) 親の支援のない子ども等への就労支援
		(3) 定時制高校に通学する子どもの就労支援
		(4) 高校中退者等への就労支援
	4 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備	(1) 関係機関の連携
	5 支援する人員の確保等	(1) 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化
		(2) 相談職員の資質向上
	6 その他の生活支援	(1) 妊娠期からの切れ目ない支援等
		(2) 住宅支援
	III 保護者に対する就労の支援	(1) 親の就労支援
		(2) 親の学び直しの支援
(3) 就労機会の確保		
(4) 保育等の確保		
IV 経済的支援	(1) 児童扶養手当に関する情報提供及び給付	
	(2) 児童扶養手当窓口における相談等による自立支援	
	(3) 母子父子寡婦福祉資金に関する情報提供及び貸付	
	(4) 教育扶助	
	(5) 生活保護世帯の子どもの進学時の支援	
	(6) 養育費の確保に関する支援	

< I 教育の支援 >

1 学校をプラットフォームとした総合的な支援

(1) 学校教育による学力保障

ア 少人数の習熟度別指導、放課後補習などを行うため、教職員等の指導体制の充実を図り、きめ細かな指導を推進します。

イ 現職教員を中心に、子どもに自己肯定感を持たせ、子どもの貧困問題に関する理解を深めるため、研修における関連講習、校内研修等を促進します。

(2) 学校を窓口とした福祉関係機関等との連携

ア 教育事務所及び県立学校へのスクールソーシャルワーカーの効果的な配置を図ります。

イ 市町村における小中学校へのスクールソーシャルワーカーの導入のため、情報提供や助言など必要な支援をします。

ウ 私立高等学校におけるスクールソーシャルワーカーの活用の取組を支援します。

エ スクールソーシャルワーカーと生活保護ケースワーカー、医療機関、児童相談所、市町村要保護児童対策地域協議会などとの連携強化を図ります。

オ 市町村におけるスクールカウンセラーの配置を支援します。

カ スクールソーシャルワーカー等と連携し、家庭教育支援チーム等による相談対応や、訪問型家庭教育支援等を行う市町村や団体に対して、情報提供や助言など必要な支援をします。

(3) 地域による学習支援

ア 市町村における放課後子ども教室、学校支援地域本部、土曜日の教育活動等の取組を支援します。

イ 今後の国の制度を踏まえ、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）に適切に対応します。

(4) 高等学校等における就学継続のための支援

ア 学習等に課題を抱える高校生の学力向上、進路支援等のための取組を推進します。

イ 高等学校等を中途退学した者等について、学校とハローワーク等の関係機関が連携し、就労支援や復学・就学のための情報提供の充実を図ります。

ウ 高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合、高等学校等就学支援金の支給期間経過後も卒業までの間（最長2年間）、継続して高等学校等就学支援金相当額を支給します。

エ 各学校段階を通じた体系的キャリア教育の充実を図ります。

2 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の負担の軽減と質の向上

ア 今後の国の制度を踏まえ、幼児教育の無償化等に関する適切な情報提供に努めます。

イ 幼稚園・保育所・認定こども園等における利用者負担の軽減に努めます。

ウ 幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組を推進します。

エ 家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等を行う市町村や団体に対し、情報提供や助言など

必要な支援をします。

3 就学支援の充実

(1) 義務教育段階の就学支援の充実

ア 経済的な理由によって就学が困難な生徒の保護者に対し必要な援助を行うよう市町村に働きかけるとともに、県立学校において就学援助を実施します。

イ 子どもの貧困問題に対する教職員の理解推進のための研修を促進します。

ウ 家庭における学習支援を推進します。

エ 市町村における小中学校へのスクールソーシャルワーカーの導入のため、情報提供や助言など必要な支援をします。(再掲：I-1-(2)イ)

(2) 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減

ア 低所得世帯の生徒の保護者等に対して、奨学のための給付金を給付するほか、すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう対象となる生徒に高等学校等就学支援金を支給します。

イ 生活福祉資金の教育支援資金や母子父子寡婦福祉資金の修学資金等の貸付を行います。

ウ 県立高等学校の授業料等の減免により、生徒の修学を支援します。

エ 私立高等学校等が行う授業料減免等への補助を行います。

オ (公財)青森県育英奨学会による奨学金貸与事業の適切な運用を図ります。

(3) 特別支援教育に関する支援の充実

障害のある児童生徒等の保護者に対して特別支援教育就学奨励費を支給します。

4 大学等進学に対する教育機会の提供

(1) 高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実

ア (公財)青森県育英奨学会による奨学金貸与事業の適切な運用を図ります。(再掲：I-3-(2)オ)

イ 生活福祉資金の教育支援資金や母子父子寡婦福祉資金の修学資金等の貸付を行います。(再掲：I-3-(2)イ)

ウ 児童養護施設等(※)に入所している子ども等の大学等への進学を促進します。

※ 児童養護施設等に含まれる施設：児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)、里親

エ 医師修学資金、看護師等修学資金、介護福祉士等修学資金、保育士修学資金等の貸付により修学を支援します。

(2) 国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援

青森県立保健大学や青森県営農大学の授業料減免により、学生の修学を支援します。

5 生活困窮世帯等への学習支援

ア 生活困窮者世帯の子ども及び児童養護施設等に入所している子ども等に対する学習支援を推進します。

イ 市町村が実施するひとり親家庭の子どもに対する学習支援のための事業を支援します。

ウ 市町村における放課後子ども教室、学校支援地域本部、土曜日の教育活動等の取組を支援します。（再掲 I-1-(3)ア）

エ 生活困窮者世帯の子どもが安心して就職や進学できるようにするため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による教育相談体制の整備充実を図ります。

6 その他の教育支援

(1) 子どもの食事・栄養状態の確保

ア 生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を実施します。

イ 学校給食の普及・充実及び食育の推進を図ります。

(2) 多様な体験活動の機会の提供

児童養護施設等の子どもを対象に自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供します。

(3) 子育てや修学等に関する相談体制の充実

ひとり親家庭に対し、福祉事務所において母子・父子自立支援員による相談対応の充実を図ります。

<Ⅱ 生活の支援>

1 保護者の生活支援

(1) 保護者の自立支援

- ア 生活困窮者に対し、自立支援のための包括的な支援を行います。
- イ 家計に課題のある生活困窮者に対する家計相談支援に努めます。
- ウ ひとり親家庭に対し福祉事務所において母子・父子自立支援員が相談に応じ、自立に必要な情報提供、職業能力の向上及び求職活動に対する支援を行います。
- エ ひとり親家庭等に対し支援施策に関する広報、情報提供を行います。
- オ 家事援助、保育等のサービスが必要となったひとり親家庭等に対し、家庭生活支援員を派遣します。
- カ 生活習慣や生活意欲、価値意識に課題を抱えるひとり親家庭の地域生活を支援します。

(2) 保育等の確保

- ア 市町村が実施する次の事業等を支援します。
 - ・ひとり親家庭の子どもが保育所等を優先的に利用できるような取扱い
 - ・延長保育や休日保育、夜間保育、病児保育、一時預かり等多様な保育サービスや子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）等の実施
- イ 「放課後子ども総合プラン」に基づき、市町村における一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を推進するとともに、放課後児童クラブをひとり親家庭の子どもが優先的に利用できるような取組を支援します。

(3) 保護者の健康確保

- ア ひとり親家庭の親及び子どもの健康保持のため、医療費の助成を継続します。
- イ 生活習慣や生活意欲、価値意識に課題を抱えるひとり親家庭の地域生活を支援します。（再掲：Ⅱ-1-(1)カ）
- ウ 市町村における乳児家庭全戸訪問及び養育支援訪問の実施により、子育てに関する不安や負担の軽減を図るため、情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状態及び養育環境の把握、養育についての相談、助言等について支援します。
- エ 乳児家庭全戸訪問等により、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる子どもや、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦等に対し、保護者が身体的にも精神的にも安定した生活を送り、その養育が適切に行われるよう、市町村における養育に関する相談、指導、助言等の取組を支援します。

(4) 母子生活支援施設等の活用

- 生活習慣や生活意欲、価値意識に課題を抱えるひとり親家庭の地域生活を支援します。（再掲Ⅱ-1-(1)カ）

2 子どもの生活支援

(1) 児童養護施設等の退所児童等の支援

- ア 児童養護施設等において、退所した子どもの相談その他の自立のための援助を行

い、アフターケアの推進を図ります。その際、児童自立生活援助事業者、児童相談所、児童家庭支援センター、ハローワーク等の関係機関と連携して援助等を行います。

イ 児童養護施設等を退所する子どもが地域生活を送るために必要な支援体制を整備するとともに、自立生活能力がないまま施設を退所することにならないよう、18歳以降の措置延長を積極的に活用します。

ウ 児童養護施設等に入所中又は退所した子どもに対し、就職やアパート等の賃借に際し身元保証人を確保する取組を行います。

(2) 食育の推進に関する支援

ア 乳幼児健康診査等における栄養指導等の機会を活用した市町村における食育の推進を支援します。

イ 児童福祉施設において、子どもの発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況などを把握し、子どもに必要な栄養量が確保できるよう、食事の提供や栄養管理について必要な指導等を行います。

ウ 家庭や地域、福祉、教育分野と連携し、保育所等における食育の推進を支援します。

エ 子どもが心身ともに健康的な生活を送ることができるよう、食に関するさまざまな知識や、食について考える習慣などを身につける活動を進めます。

(3) ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援

ア 生活困窮世帯の子どもの対象に、居場所づくりを含む学習支援事業に取り組みます。

イ 市町村が実施する以下の事業等を支援します。（再掲Ⅱ-1-(2)ア）

- ・ひとり親家庭の子どもが保育所等を優先的に利用できるような取扱い
- ・延長保育や休日保育、夜間保育、病児保育、一時預かり等多様な保育サービスや子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）等の実施

ウ 「放課後子ども総合プラン」に基づき、市町村における一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を推進するとともに、放課後児童クラブをひとり親家庭の子どもが優先的に利用できるような取組を支援します。（再掲Ⅱ-1-(2)イ）

3 子どもの就労支援

(1) ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援

ア ひとり親家庭等就業・生活支援事業によりひとり親家庭の子どもの就労を支援します。

イ 児童養護施設等において、退所した子どもの相談その他の自立のための援助を行い、アフターケアの推進を図ります。その際、児童自立生活援助事業者、児童相談所、児童家庭支援センター、ハローワーク等の関係機関と連携して援助等を行います。（再掲：Ⅱ-2-(1)ア）

ウ ひとり親家庭の子ども等に対し、資格取得や学び直しの視点も踏まえた就業支援を実施します。

(2) 親の支援のない子ども等への就労支援

ア ジョブカフェあおもりとハローワーク等が連携し、若年者の正規雇用に向けた就職支援を行います。

イ 児童養護施設等において、退所を控えた子どもに対し、講習会・職場体験実習・職場訪問見学等、生活技能等を習得するための支援や自動車運転免許取得に係る費用又は大学等への進学準備に要する費用の助成を行います。

(3) 定時制高校に通学する子どもの就労支援

学校、ジョブカフェあおもり、ハローワーク等が連携し、就職を希望する定時制高校に通う生徒に対し、個々の状況に応じた支援を行います。

(4) 高校中退者等への就労支援

ジョブカフェあおもり、ハローワーク、地域若者サポートステーションと学校等が連携し、就職を希望する高校中退者等に対して個々の状況に応じた支援を行います。

4 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

(1) 関係機関の連携

ア 自立相談支援機関と児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者及び教育委員会等が連携して、進学や就労による自立を目指す生活困窮世帯の子どもたちを支援します。

イ 若年無業者（ニート）、ひきこもり、発達障害、不登校などの困難を有する子ども・若者やその家族への支援のため、関係機関による連携、民間支援団体の育成等により地域に根ざした支援体制の充実を図ります。

5 支援する人員の確保等

(1) 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化

ア 里親及び小規模住居型児童養育事業の拡充と児童養護施設等の小規模化、地域分散化を進めます。

イ 児童養護施設等への家庭支援専門相談員及び里親支援専門相談員の配置を促進します。また、職員の専門性向上のための研修を実施します。

ウ 児童相談所における「里親委託優先の原則」を徹底します。

エ 児童相談所職員等の専門性強化のための研修を実施します。

(2) 相談職員の資質向上

ア 母子・父子自立支援員、生活保護ケースワーカー、就労支援員及び生活困窮者自立支援制度における相談員に対する研修を実施するほか、他の機関が行う研修会等への参加を支援し職員の資質の向上を図ります。

イ 児童思春期における心の問題に対応できる専門家（医師、看護師、精神保健福祉士等）を養成するための研修を実施し相談対応の充実を図ります。

6 その他の生活支援

(1) 妊娠期からの切れ目ない支援等

ア 市町村における妊産婦等のニーズに応じて妊娠期から子育て期にかけて切れ目の

ない支援を行える体制づくりを支援します。

イ 市町村における乳児家庭全戸訪問及び養育支援訪問の実施により、子育てに関する不安や負担の軽減を図るため、情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状態及び養育環境の把握、養育についての相談、助言等について支援します。（再掲：Ⅱ-1-(3)ウ）

ウ 乳児家庭全戸訪問等により、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる子どもや、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦等に対し、保護者が身体的にも精神的にも安定した生活を送り、その養育が適切に行われるよう、市町村における養育に関する相談、指導、助言等の取組を支援します。（再掲：Ⅱ-1-(3)エ）

(2) 住宅支援

ア ひとり親世帯及び多子世帯について、県営住宅への優先入居を行います。

イ 青森県居住支援協議会が行う子育て世帯等の入居受け入れに関する民間賃貸住宅の情報提供及び住居に関する相談等の取組を推進します。

ウ 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金や転宅資金の貸付を通じてひとり親家庭等への住宅支援を推進します。

エ 生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給します。

6 その他の教育支援

(1)子どもの食事・栄養状態の確保

事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	担当課
生活保護(教育扶助)	県・市	保護者が負担すべき給食費の額を基準として支給する	法令に基づいた適正な支給件数	1,185件(H26)	—	健康福祉政策課
就学援助(学校給食費) 【再掲】	県	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し必要な援助を行う。	(再掲)			スポーツ健康課
就学援助【再掲】	市町村	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し必要な援助を行う。	(再掲)			学校教育課、スポーツ健康課
学校給食の普及・充実	県	障害者を持つ保護者の負担軽減を図る観点から、県立特別支援学校の完全給食未実施校解消を目指す。	未実施校数	5校(H27)	—	スポーツ健康課

(2)多様な体験活動の機会の提供

事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	担当課
児童保護措置費	県	児童福祉法第50条の規定により、県が児童福祉施設等に支弁する入所児童の生活費及び施設の最低基準を維持する費用を支払う。	—	—	—	こどもみらい課
ひとり親家庭等就業・生活支援事業(地域生活支援事業)	県	ひとり親家庭の自立に向けて、1)就業相談員による就業相談、2)就業準備や離転職、就業に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会の開催、3)就業支援バンクに登録した求職者に対するハローワーク等から得た求人情報の提供・斡旋、4)在宅就業に向けた支援、5)地域生活等支援の事業を実施する。	特別相談件数	22件(H26)	30件	こどもみらい課

(3)子育てや修学等に関する相談体制の充実

事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	担当課
母子・父子自立支援員の配置	県・市	福祉事務所に、母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立に必要な各種情報の提供、職業能力の向上、求職活動に関する相談・支援に対応する。	年間相談件数	7,557件(H26)	7,885件	こどもみらい課

< II 生活の支援 >

1 保護者の生活支援

(1)保護者の自立支援

事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	担当課
生活困窮者自立相談支援事業	県	自立相談支援機関において、様々な問題を抱えた生活困窮者を把握した上で、その相談に応じ、関係機関へつなぐ、あるいは自立に至るまで対象者に寄り添いながら支援を行う。	①新規相談受付数 ②プラン作成件数 ③新規就労支援対象者数 ④就労・増収率(40%)	①19.4人 ②3.6件 ③1.8人 ④72%(H27)	①20人 ②10件 ③6人 ④40%	健康福祉政策課
生活困窮者に対する家計相談支援	県	家計相談支援員が県内6箇所の自立相談支援機関に出向き、多重債務や浪費癖など家計上の問題を抱えている対象者への支援を行う。	新規支援人数	—	12人	健康福祉政策課
ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業	県	児童扶養手当受給者を対象に、面接相談により、個々の意向、意欲を考慮した支援メニューを作成し、自立を支援する。また、必要に応じハローワークとの連携による就労支援を行う。	プログラム策定件数	5件(H26)	6件(H31)	こどもみらい課
ひとり親家庭等相談機能強化事業	県	ひとり親家庭が活用可能な制度等の周知を図るとともに、包括的な支援が行えるよう、母子父子自立支援員の資質の向上、及び市における就業支援専門員設置に向けた支援を行う。	母子父子寡婦福祉資金周知度	36.7%(H26)	50.0%	こどもみらい課

事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	担当課
ひとり親家庭等就業・生活支援事業(ひとり親家庭等日常生活支援事業)	県	修学等や疾病等の事由により生活援助、保育サービスが必要なひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣し、当該家庭の生活の安定を図る。	派遣回数	5回 (H26)	53回 (H31)	こどもみらい課
ひとり親家庭等就業・生活支援事業(就業支援講習会等)【再掲】	県	ひとり親家庭の自立に向けて、1)就業相談員による就業相談、2)就業準備や離転職、就業に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会の開催、3)就業支援バンクに登録した求職者に対するハローワーク等から得た求人情報の提供・斡旋、4)在宅就業に向けた支援、5)地域生活等支援の事業を実施する。	(再掲)			こどもみらい課

(2)保育等の確保

事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	担当課
一時預かり事業	市町村	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う。	利用延人員	468,055人 (H26)	509,527人 (H31)	こどもみらい課
延長保育促進事業	市町村	保育認定を受ける子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する。	利用実人員	14,239人 (H26)	16,367人 (H31)	こどもみらい課
病児保育事業	市町村	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等する。	利用延人員	9,124人 (H26)	27,230人 (H31)	こどもみらい課
放課後児童健全育成事業	市町村	放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を図る。	登録児童数	12,868人 (H26)	16,130人 (H31)	こどもみらい課
満足度の高い保育環境推進事業	県	普段通園している保育所等において、体調不良児を一時的に預かり保育するためのスペースを確保するための改修やライブカメラを設置するための経費、施設職員の研修参加ための代替職員雇上経費を補助する。	利用延人員	9,124人 (H26)	27,230人 (H31)	こどもみらい課
放課後子ども教室推進事業【再掲】	市町村	就労による留守家庭等の子どもだけでなく、すべての子どもを対象として、放課後や土曜日等に学習支援や多様なプログラムを実施する。	(再掲)			生涯学習課

(3)保護者の健康確保

事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	担当課
ひとり親家庭等医療費助成事業	市町村	ひとり親家庭等の児童及びその父又は母の健康保持と福祉の増進を図るため、母子家庭及び父子家庭の母又は父及び児童(18歳に達した年度末まで)、並びに父母のいない児童に対して、医療費を助成する。	実施市町村数	40市町村 (全市町村) (H27)	40市町村 (全市町村)	こどもみらい課
ひとり親家庭等就業・生活支援事業(地域生活支援事業)【再掲】	県	ひとり親家庭の自立に向けて、1)就業相談員による就業相談、2)就業準備や離転職、就業に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会の開催、3)就業支援バンクに登録した求職者に対するハローワーク等から得た求人情報の提供・斡旋、4)在宅就業に向けた支援、5)地域生活等支援の事業を実施する。	(再掲)			こどもみらい課
乳幼児家庭全戸訪問・養育支援訪問	市町村	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問するほか、保護者の養育を支援することが特に必要と判断された家庭に対して育児相談や家事援助等を行う。	事業利用人数	8,935人 (H27)	ニーズに応じて実施 (H31)	こどもみらい課

(4)母子生活支援施設等の活用

事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	担当課
ひとり親家庭等就業・生活支援事業(地域生活支援事業)【再掲】	県	ひとり親家庭の自立に向けて、1)就業相談員による就業相談、2)就業準備や離転職、就業に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会の開催、3)就業支援バンクに登録した求職者に対するハローワーク等から得た求人情報の提供・斡旋、4)在宅就業に向けた支援、5)地域生活等支援の事業を実施する。	(再掲)			こどもみらい課

2 子どもの生活支援

(1)児童養護施設等の退所児童等の支援

事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	担当課
児童福祉施設入所児童等自立能力強化事業【再掲】	県	児童養護施設入所児童の社会自立が一層図られるよう、当該入所児童が普通自動車運転免許を取得するための経費及び大学等に進学する際に要する経費を補助し、入所児童の自立能力の強化を図る。	(再掲)			こどもみらい課
児童養護施設等における18歳以降の措置延長	県	被措置児童が満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、大学等に進学または就職や福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする場合や、障害・疾病等の理由により進学・就職が決まらない児童等であって継続的な養育を要する場合等について、施設等・児童・保護者の意向を確認するとともに、延長が必要と判断された場合において措置延長を行う。	4月1日時点の措置延長児童	9名(H27)	—	こどもみらい課
青森県身元保証人確保対策事業	県	施設を退所する児童等が、就職やアパート等を賃借する際に、身元保証人又は連帯保証人を確保できない場合、県社会福祉協議会を保険契約者、児童養護施設長等を被保険者(身元保証人等)とした損害保険契約を締結し事故発生時の補償を行うことで、身元保証人等を確保し、施設退所児童等の自立を促進する。	利用者数	1件(H26)	—	こどもみらい課

(2)食育の推進に関する支援

事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	担当課
保育所等発！子ども元気スリムプラン	県	幼児期の肥満予防を目的に、保育所における肥満傾向のリサーチ及び肥満予防保育プログラム等により得られた成果等の普及と小学校との切れ目のない支援を実施する仕組み作りを実施する。	肥満傾向児出現率	8.99%(H26)	—	こどもみらい課
地域に根ざした食育活動推進事業	県	第3次青森県食育推進計画の目標達成のため、あおり食育サポーターの活用による、ライフステージや多様化する要請に対応した食育活動、及び地域の実情に即した食育活動を展開する。	—	—	—	食の安全・安心推進課

(3)ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援

事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	担当課
こどもサポートゼミ開催事業【再掲】	県	貧困の連鎖を解消するため、学習塾の費用を捻出することが困難な生活困窮世帯及びひとり親世帯の児童等に対する学習講習会を開催し、学習機会を確保する。	(再掲)			健康福祉政策課・こどもみらい課
ひとり親家庭等生活向上事業費補助【再掲】	市町村	ひとり親家庭の子どもに対し、学習支援等の事業を実施する市町村に対し、事業費の一部を補助する。	(再掲)			こどもみらい課
一時預かり事業【再掲】	市町村	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定子ども園、保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う。	(再掲)			こどもみらい課
延長保育促進事業【再掲】	市町村	保育認定を受ける子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定子ども園、保育所等において保育を実施する。	(再掲)			こどもみらい課
病児保育事業【再掲】	市町村	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等する。	(再掲)			こどもみらい課
放課後児童健全育成事業【再掲】	市町村	放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を図る。	(再掲)			こどもみらい課
満足度の高い保育環境推進事業【再掲】	県	普段通園している保育所等において、体調不良児を一時的に預かり保育するためのスペースを確保するための改修やライブカメラを設置するための経費、施設職員の研修参加ための代替職員雇上経費を補助する。	(再掲)			こどもみらい課
放課後子ども教室推進事業【再掲】	市町村	就労による留守家庭等の子どもだけではなく、すべての子どもを対象として、放課後や土曜日等に学習支援や多様なプログラムを実施する。	(再掲)			生涯学習課

3 子どもの就労支援

(1)ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援

事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	担当課
ひとり親家庭等就業・生活支援事業(就業支援講習会等)【再掲】	県	ひとり親家庭の自立に向けて、1)就業相談員による就業相談、2)就業準備や離転職、就業に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会の開催、3)就業支援バンクに登録した求職者に対するハローワーク等から得た求人情報の提供・斡旋、4)在宅就業に向けた支援、5)地域生活等支援の事業を実施する。	(再掲)			こどもみらい課
児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業【再掲】	県	児童養護施設等を退所する者の社会自立が図られるよう、就職者及び大学等進学者に対して、家賃相当額及び生活費の貸付を行う。	(再掲)			こどもみらい課
児童福祉施設入所児童等自立能力強化事業【再掲】	県	児童養護施設入所児童の社会自立が一層図られるよう、当該入所児童が普通自動車運転免許を取得するための経費及び大学等に進学する際に要する経費を補助し、入所児童の自立能力の強化を図る。	(再掲)			こどもみらい課
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	県	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又は子が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、民間事業者が実施する対策講座の受講費用を支援する。	受講者数	0件 (H27)	2件	こどもみらい課
看護職員資格取得特別対策事業【再掲】	県、県医師会、医療機関	ひとり親家庭等の親又は子が看護師又は准看護師の資格取得をするための学費及びその修業期間の生活費を支援する取組に要する経費の1/2を補助する。	(再掲)			医療薬務課

(2)親の支援のない子ども等への就労支援

事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	担当課
ジョブカフェあおもり運営・推進事業	県	若年者を対象に、関係機関と連携しながら総合的な就職支援を行う。	—	—	—	労政・能力開発課
児童福祉施設入所児童等自立能力強化事業【再掲】	県	児童養護施設入所児童の社会自立が一層図られるよう、当該入所児童が普通自動車運転免許を取得するための経費及び大学等に進学する際に要する経費を補助し、入所児童の自立能力の強化を図る。	(再掲)			こどもみらい課

(3)定時制高校に通学する子どもの就労支援

事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	担当課
ジョブカフェあおもり運営・推進事業【再掲】	県	若年者を対象に、関係機関と連携しながら総合的な就職支援を行う。	(再掲)			労政・能力開発課

(4)高校中退者等への就労支援

事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	担当課
ジョブカフェあおもり運営・推進事業【再掲】	県	若年者を対象に、関係機関と連携しながら総合的な就職支援を行う。	(再掲)			労政・能力開発課

4 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

(1)関係機関の連携

事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	担当課
生活困窮者自立相談支援事業【再掲】	県	自立相談支援機関において、様々な問題を抱えた生活困窮者を把握した上で、その相談に応じ、関係機関へつなぐ、あるいは自立に至るまで対象者に寄り添いながら支援を行う。	(再掲)			健康福祉政策課
子ども・若者育成支援推進事業	県	子ども・若者育成支援推進法に基づく地域協議会である「青森県子ども・若者支援ネットワーク協議会」の運営。	協議会の開催数	年2回 (H27)	—	青少年・男女共同参画課

事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	担当課
地域に根差した子ども・若者支援活動拡大事業	県	ニート、ひきこもり、発達障害、不登校などの困難を有する子ども・若者に対する支援を促進するため、民間支援団体の取組拡大と地域ネットワークの構築を図る。 ①子ども・若者民間支援団体育成研修の実施 ②民間支援団体の登録及び民間支援モデルの普及 ③子ども・若者民支援地区連絡会議の設置 ④県民理解の促進(フォーラム、公開講座)	①民間支援団体登録数 ②地区連絡会議の設置数	—	—	青少年・男女共同参画課
若者の社会参加促進事業(チャレンジキャンプ)	県	社会とのつながりへのきっかけを求めている若者を対象に、自分に自信をもつことや他者とのコミュニケーション、社会性の育成のきっかけとするため、自立支援に向けたキャンプを実施する。	参加者の社会とのつながりを持った割合	—	70%	生涯学習課

5 支援する人員の確保等

(1)社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化

事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	担当課
里親、小規模・住居型児童養育事業の拡充と、児童養護施設等の小規模化、地域分散化に向けた取組	県	「青森県家庭的養護推進計画」(H26年度策定)の推進	施設:グループホーム(GH):里親の定員割合	施設79.7% GH3.6% 里親16.7% (H26)	施設: GH:里親の定員割合を1/3ずつ (H41)	こどもみらい課
要保護児童支援者研修事業	県	市町村要保護児童対策地域協議会構成員、地域の関係者、社会的養護施設の職員に対して虐待対応及び被措置児童等虐待防止についての研修を実施する。	①参加市町村 ②参加施設	—	①40市町村 ②全社会的養護施設	こどもみらい課
里親支援事業	県	里親制度の普及啓発、里親の資質の向上を図るための研修や里親に対する相談・援助など、里親支援を総合的に実施する。	里親等委託率	22% (H26)	23.4% (H31)	こどもみらい課
児童相談所における里親委託優先の原則の徹底	県	児童相談所において、保護者による養育が望めない児童の援助方針を検討するに当たって「里親委託優先の原則」により検討することを徹底する。	里親等委託率	22% (H26)	23.4% (H31)	こどもみらい課
児童相談所虐待対応強化研修事業	県	児童相談所職員の専門性向上のために研修を実施し、研修へ派遣する。	研修受講率	97% (H27)	全ての虐待対応職員が受講	こどもみらい課

(2)相談職員の資質向上

事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	担当課
母子父子自立支援員に対する研修	県	母子父子自立支援員等相互の情報・意見交換及び事例検討等を通じ、相談員等の資質の向上と業務の円滑化を図る。	参加者数	36人 (H26)	40人	こどもみらい課
生活困窮者自立相談支援事業【再掲】	県	自立相談支援機関において、様々な問題を抱えた生活困窮者を把握した上で、その相談に応じ、関係機関へつなぐ、あるいは自立に至るまで対象者に寄り添いながら支援を行う。	(再掲)			健康福祉政策課
民生委員、児童委員に対する研修	県	民生委員・児童委員が要援護者に対して行う訪問や見守り、相談、専門機関との連携等の活動を推進するため、必要不可欠な知識及び技能を習得させる。	参加人数	527人 (H26)	全市町村の民生委員の研修受講	健康福祉政策課
生活困窮者自立支援制度人材養成研修への参加	県・市	県内において、生活困窮者自立支援制度における各支援員として従事している者について、全国社会福祉協議会が開催する「生活困窮者自立支援制度人材養成研修」に出席させる。	参加人数	9人 (H27)	9人	健康福祉政策課
特定相談事業(教育研修)	県	保健、医療、福祉、教育等の関係団体を対象に、思春期精神保健に関する研修を実施し、関係者の資質向上と相互連携を図る。	実施回数	年1回 (H27)	年1回	障害福祉課

6 その他の生活支援

(1)妊娠期からの切れ目ない支援等

事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	担当課
妊産婦情報共有システム	県	安全な妊娠、出産環境を構築し、子どもの健全な育成に資するため、医療と保健の連携体制の充実強化を図り、妊娠初期から産褥期まで、一貫した支援を行う。	妊婦連絡票提出率	98.8% (H26)	100.0%	こどもみらい課
あおもりの未来を変える0歳からの家庭教育応援事業	県	乳幼児期からの家庭教育支援について、調査・研究を行い、市町村の子育て支援策や母子健康手帳への取り込みを図るとともに、普及啓発のための番組をテレビ放映するほか、フォーラムの開催や、祖父母世代を対象とした研修会を行う。	市町村の子育て支援策への反映	—	—	生涯学習課
乳幼児家庭全戸訪問・養育支援訪問【再掲】	市町村	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問するほか、保護者の養育を支援することが特に必要と判断された家庭に対して育児相談や家事援助等を行う。	(再掲)			こどもみらい課

(2)住宅支援

事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	担当課
公営住宅における優遇抽選制度(母子・父子家庭)	県	県営住宅の入居者の一般公募において、入居申込者の数が募集戸数を超え公開抽選を行う場合は、母子家庭及び父子家庭(優遇世帯)の当選倍率を一般の世帯の2倍になるように優遇する。	母子家庭及び父子家庭の入所世帯数	830世帯 (H26)	—	建築住宅課
青森県あんしん賃貸支援事業	青森県居住支援協議会	子育て世帯等の入居を拒まない民間賃貸住宅の情報等を協議会に登録し、協議会窓口等において情報提供並びに相談に応ずる。	—	—	—	建築住宅課
母子父子寡婦福祉資金貸付【再掲】	県	母子家庭及び父子家庭の児童又は寡婦世帯の20歳以上の子の修学を支援するため、それらの児童等が就学する場合、母子父子寡婦福祉資金貸付金の就学支度資金及び修学資金を無利子で貸し付ける。	(再掲)			こどもみらい課
住居確保給付金の支給	県	離職等により住居を失った若しくは失うおそれのある者に対し、家賃相当額の住居確保給付金を支給することと併せて、自立相談支援機関による就労支援を行うことにより、早期の自立を図る。	就労自立率(40%)	0% (H27)	40%	健康福祉政策課

<Ⅲ 保護者に対する就労の支援>

(1)親の就労支援

事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	担当課
母子自立支援プログラム策定等事業【再掲】	県	児童扶養手当受給者を対象に、面接相談により、個々の意向、意欲を考慮した支援メニューを作成し、自立を支援する。また、必要に応じハローワークとの連携による就労支援を行う。	(再掲)			こどもみらい課
ひとり親家庭等就業・生活支援事業(就業支援講習会、在宅就業支援等)【再掲】	県	ひとり親家庭の自立に向けて、1)就業相談員による就業相談、2)就業準備や離転職、就業に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会の開催、3)就業支援バンクに登録した求職者に対するハローワーク等から得た求人情報の提供・斡旋、4)在宅就業に向けた支援、5)地域生活等支援の事業を実施する。	(再掲)			こどもみらい課
母子家庭等自立支援給付費補助事業	県	ひとり親家庭が自立して安定した生活を送れるよう、能力開発や資格取得に向けた講座の受講や養成訓練施設における修学を支援する。	給付件数	7件 (H27)	11件 (H31)	こどもみらい課
看護職員資格取得特別対策事業【再掲】	県、県医師会、医療機関	ひとり親家庭等の親又は子が看護師又は准看護師の資格を取得し、資格取得後の就業を確保をするため、資格取得希望者と医療機関をマッチングさせ、医療機関が資格取得するための学費及び修業期間の生活費を負担するにあたって、その1/2を補助する。	(再掲)			医療薬務課
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付	県	高等職業訓練促進給付金を活用して資格取得をめざすひとり親家庭の親に対し、入学準備金と就職準備金の貸付を行う。	貸付人数	—	入学準備 13人 就職支度 13人	こどもみらい課
介護福祉士修学資金等貸付事業【再掲】	県	①介護福祉士又は社会福祉士の資格取得を目指す学生に対する修学資金の貸付 ②離職した介護人材に対する再就職準備金の貸付	(再掲)			健康福祉政策課

事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	担当課
保育士修学資金等貸付事業【再掲】	県	①保育士の資格取得を目指す学生に対する修学資金の貸付 ②離職した保育士に対する再就職準備金の貸付	(再掲)			こどもみらい課
母子父子寡婦福祉資金貸付【再掲】	県	母子家庭及び父子家庭の児童又は寡婦世帯の20歳以上の子の修学を支援するため、それらの児童等が就学する場合、母子父子寡婦福祉資金貸付金の就学支度資金及び修学資金を無利子で貸し付ける。	(再掲)			こどもみらい課
離職者等再就職訓練事業	県	離職者等の早期再就職を支援し、雇用の安定確保を図るため、民間教育訓練機関等を活用した多様な職業訓練を実施する。	訓練修了者の就職率	72% (H26)	—	労政・能力開発課
離職者生活安定資金融資制度	県	県内に居住する労働者が企業倒産等の事業主の都合により離職することとなった場合に、生活の安定と再就職の支援を図るため、必要な資金を低利で融資する。	融資件数	2件 (H26)	4件	労政・能力開発課
生活困窮者自立相談支援事業【再掲】	県	自立相談支援機関において、様々な問題を抱えた生活困窮者を把握した上で、その相談に応じ、関係機関へつなぐ、あるいは自立に至るまで対象者に寄り添いながら支援を行う。	(再掲)			健康福祉政策課
生活保護(就労活動促進費・就労自立給付金)	県・市	生活保護を受給し自ら積極的に就労活動に取り組んでいる者に対して活動内容や頻度等を踏まえて就労活動促進費の支給、保護受給中の就労収入の一部を積み立て、安定就労の機会を得たことにより保護廃止に至った時に就労自立給付金を支給する。	法令に基づいた適正な支給件数	29件 (H26)	—	健康福祉政策課
生活保護(高等学校等就学費)	県・市	一定の要件の下、生活保護世帯の生徒が高等学校で就学する費用を支給する。	法令に基づいた適正な支給件数	566件 (H26)	—	健康福祉政策課

(2)親の学び直しの支援

事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	担当課
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【再掲】	県	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又は子が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、民間事業者が実施する対策講座の受講費用を支援する。	(再掲)			こどもみらい課
生活保護(高等学校等就学費)【再掲】	県・市	一定の要件の下、生活保護世帯の児童が高等学校で就学する費用を支給する。	(再掲)			健康福祉政策課

(3)就労機会の確保

事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	担当課
ひとり親家庭等就業・生活支援事業(就業支援講習会、在宅就業支援等)【再掲】	県	ひとり親家庭の自立に向けて、1)就業相談員による就業相談、2)就業準備や離転職、就業に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会の開催、3)就業支援バンクに登録した求職者に対するハローワーク等から得た求人情報の提供・斡旋、4)在宅就業に向けた支援、5)地域生活等支援の事業を実施する。	(再掲)			こどもみらい課
母子父子福祉団体等からの役務・物品の優先調達	県	特別措置法の規定を踏まえた、母子父子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達	—	—	—	こどもみらい課

(4)保育等の確保

事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	担当課
一時預かり事業【再掲】	市町村	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う。	(再掲)			こどもみらい課
延長保育促進事業【再掲】	市町村	保育認定を受ける子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する。	(再掲)			こどもみらい課
病児保育事業【再掲】	市町村	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等する。	(再掲)			こどもみらい課

事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	担当課
放課後児童健全育成事業【再掲】	市町村	放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を図る。	(再掲)			こどもみらい課
満足度の高い保育環境推進事業【再掲】	県	普段通園している保育所や認定こども園等において、体調不良児を一時的に預かり保育するためのスペースを確保するための改修やライブカメラを設置するための経費の補助等し、病児保育事業への移行を促進する。また、事業実施施設において、病児保育事業の質を確保・向上させ、満足度の高い保育を提供することができるよう、施設職員の研修参加のための代替職員雇上経費を補助する。	(再掲)			こどもみらい課
放課後子ども教室推進事業【再掲】	市町村	就労による留守家庭等の子どもだけでなく、すべての子どもを対象として、放課後や土曜日等に学習支援や多様なプログラムを実施する。	(再掲)			生涯学習課

<IV 経済的支援>

(1)児童扶養手当に関する情報提供及び給付

事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	担当課
児童扶養手当	県・市	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童の福祉の増進を図ることを目的に児童扶養手当を支給する。	受給者数	12,933人 (H26)	—	こどもみらい課
特別児童扶養手当	県	精神又は身体に障害を有する20歳未満の児童の福祉を増進を図ることを目的に特別児童扶養手当を支給する。	受給者総数	2,841人 (H26)	—	こどもみらい課

(2)児童扶養手当窓口における相談等による自立支援

事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	担当課
ひとり親家庭等相談機能強化事業【再掲】	県	ひとり親家庭が活用可能な制度等の周知を図るとともに、包括的な支援が行えるよう、母子父子自立支援員の資質の向上、及び市における就業支援専門員設置に向けた支援を行う。	(再掲)			こどもみらい課

(3)母子父子寡婦福祉資金に関する情報提供及び貸付

事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	担当課
母子父子寡婦福祉資金貸付【再掲】	県	母子家庭及び父子家庭の児童又は寡婦世帯の20歳以上の子の修学を支援するため、それらの児童等が就学する場合、母子父子寡婦福祉資金貸付金の就学支度資金及び修学資金を無利子で貸し付ける。	(再掲)			こどもみらい課

(4)教育扶助

事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	担当課
生活保護(教育扶助)【再掲】	県・市	義務教育に伴って必要な学用品、教材代を支給する。	(再掲)			健康福祉政策課

(5)生活保護世帯の子どもの進学時の支援

事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	担当課
生活保護(生業扶助(高等学校等就学費))	県・市	義務教育を終えた生徒が高等学校に進学する際の入学料、入学考査料等を支給する。	法令に基づいた適正な支給件数	163件 (H26)	—	健康福祉政策課
生活保護世帯の高校生の就労収入の取扱(塾経費等の控除)	県・市	高校生の就労収入のうち、学習塾に要する経費や大学就学に必要な経費は収入として認定しない。	法令に基づいた適正な認定件数	10件 (H26)	—	健康福祉政策課

(6)養育費の確保に関する支援

事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	目標事業量(※)	担当課
ひとり親家庭等就業・生活支援事業(地域生活支援事業)【再掲】	県	ひとり親家庭の自立に向けて、1)就業相談員による就業相談、2)就業準備や離転職、就業に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会の開催、3)就業支援バンクに登録した求職者に対するハローワーク等から得た求人情報の提供・斡旋、4)在宅就業に向けた支援、5)地域生活等支援の事業を実施する。	(再掲)			こどもみらい課
母子父子自立支援員に対する研修【再掲】	県	母子父子自立支援員等相互の情報・意見交換及び事例検討等を通じ、相談員等の資質の向上と業務の円滑化を図る。	(再掲)			こどもみらい課

※ 目標事業量については、()に目標年度を記載。()のないものは、平成32年度の目標事業量

○ 青森県の子どもを取り巻く現状

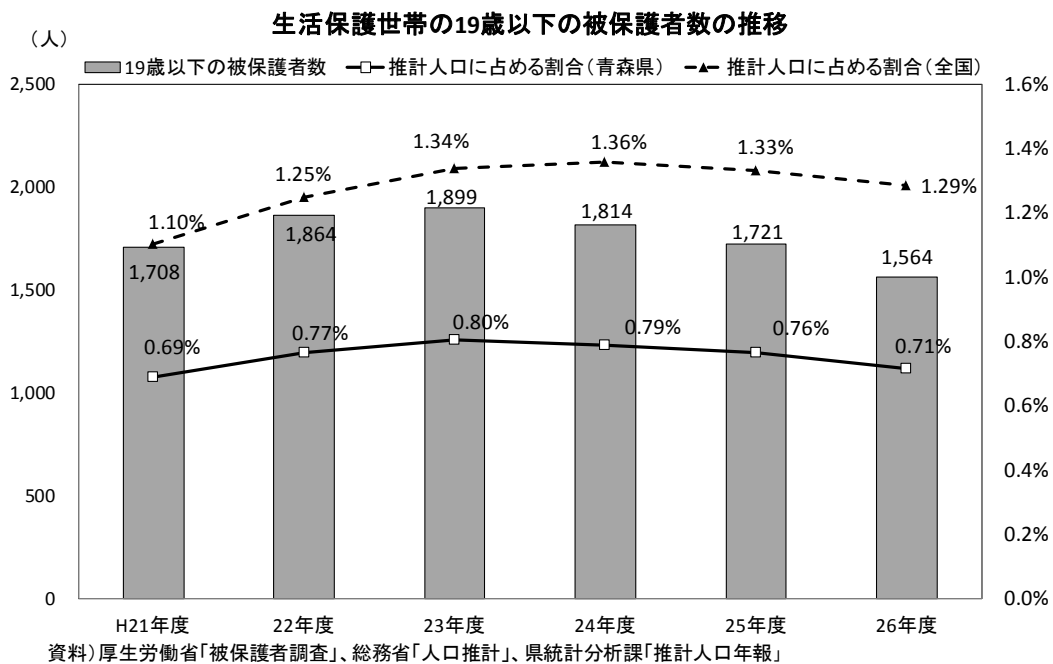
1 生活保護世帯における19歳以下の被保護者数

(子どもの貧困に関する指標 No. 1～5 関連)

本県の生活保護世帯における19歳以下の被保護者数を見ると、平成24年度以降減少しており、平成26年度は1,564人となっています。

19歳以下の人口に占める被保護者数の割合は、平成26年度は0.71%となり、被保護者数同様に平成24年度以降減少しています。

全国の19歳以下の人口に占める被保護者数の割合は、平成24年度に1.36%となって以降2年連続して減少し、平成26年度は1.29%となっています。



2 社会的養護児童数(子どもの貧困に関する指標 No. 6～9 関連)

本県の社会的養護施設入所児童数は減少傾向で推移しており、平成27年4月1日現在では、369人となっています。そのうち、児童養護施設が262人で全体の71.0%を占めており、次いで里親が59人と全体の16.0%となっています。

社会的養護児童数

(4月1日現在)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
児童養護施設	335	353	342	357	335	350	349	337	311	300	312	275	262
乳児院	34	25	27	27	33	33	32	22	29	26	17	18	21
児童自立支援施設	17	19	12	16	15	13	11	14	14	12	10	7	7
情緒障害児短期治療施設	3	4	2	2	1	0	8	1	17	21	24	22	20
里親	43	44	44	46	47	43	45	55	52	53	53	60	59
自立援助ホーム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	432	445	427	448	431	439	445	429	423	412	416	382	369

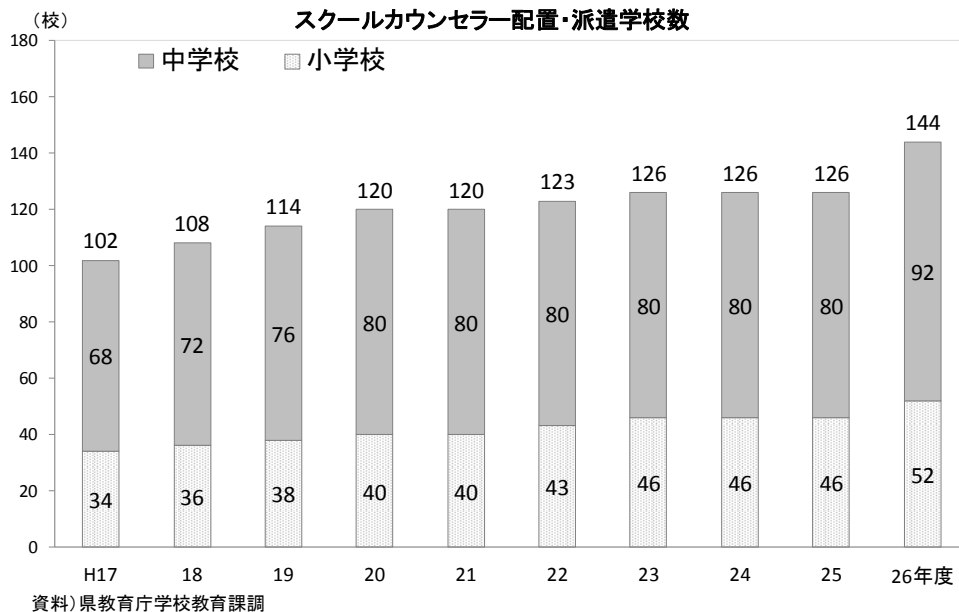
資料)県こどもみらい課調

※ H26年までは「児童相談」、27年は措置児童名簿より

3 スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー配置・派遣学校数 (子どもの貧困に関する指標 No. 11～13 関連)

本県では、学校における生徒指導や教育相談の充実を図るため、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充してきており、平成 27 年度は 17 名の配置となっています。

同様に、スクールカウンセラーの配置・派遣状況について見てみると、平成 17 年度以降小学校、中学校とも上昇傾向で推移しており、平成 26 年度は小学校が 52 校、中学校が 92 校と前年度から増加しています。

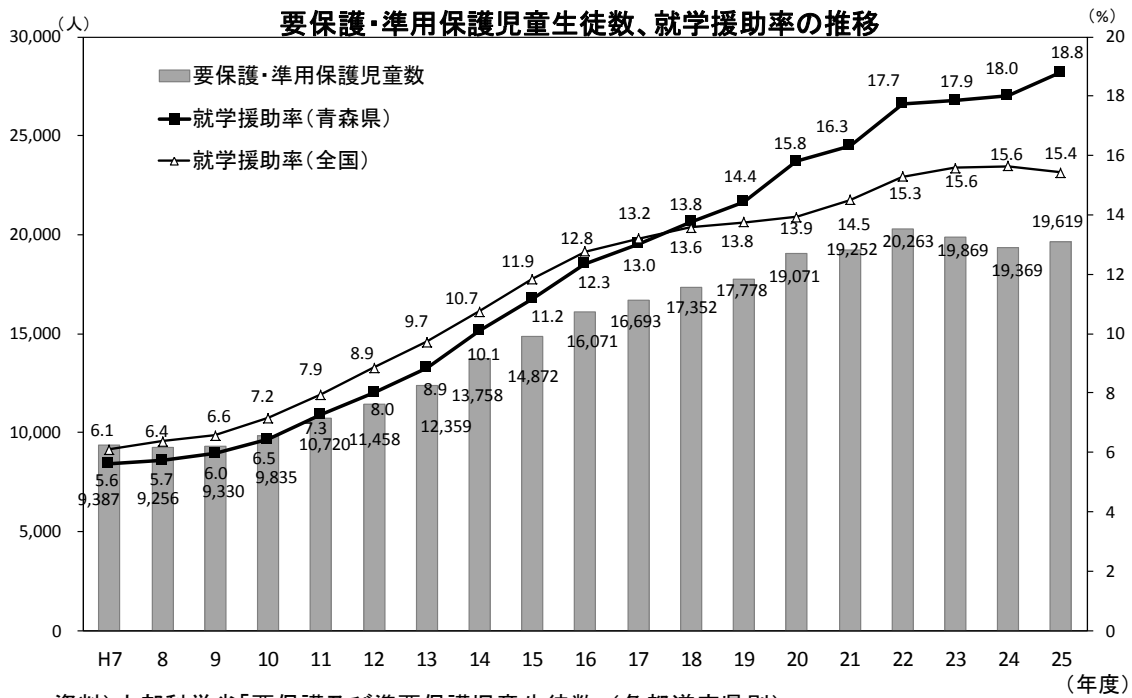


4 要保護・準要保護児童生徒数、就学援助率の推移 (子どもの貧困に関する指標 No. 14～15 関連)

本県における要保護・準要保護児童生徒数は増加傾向で推移しており、平成 25 年度は 19,619 人となっています。就学援助率（公立学校児童生徒数に占める要保護・準要保護児童生徒数）も上昇傾向となっており、平成 25 年度は 18.8%となっています。

全国の就学援助率も上昇傾向で推移していますが、平成 25 年度は 15.4%となり、前年度に比べ 0.2 ポイント減少しています。

本県の就学援助率は平成 18 年度以降全国を上回っており、平成 25 年度は 3.4 ポイント全国を上回りました。



資料) 文部科学省「要保護及び準要保護児童生徒数」(各都道府県別)

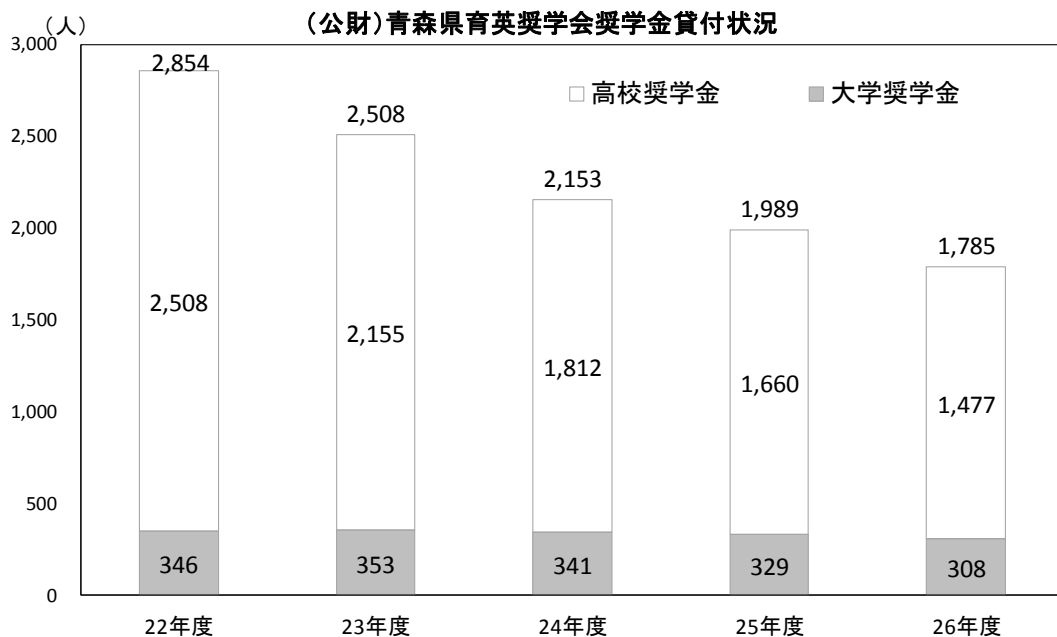
要保護児童生徒数：各年7月1日現在で生活保護法第6条第2項に規定する要保護者として各市町村が把握している人数

準要保護児童生徒数：当該年度内に各市町村教育委員会が要保護者に準じる程度に困窮していると認定した人数で、学用品費等（学用品費のほか、通学費、修学旅行費など）が支給されたものであり、給食費や医療費のみを支給されたものは除く。

5 奨学金等の状況(子どもの貧困に関する指標 No. 16・17 関連)

(1) 青森県育英奨学会奨学金の貸与状況

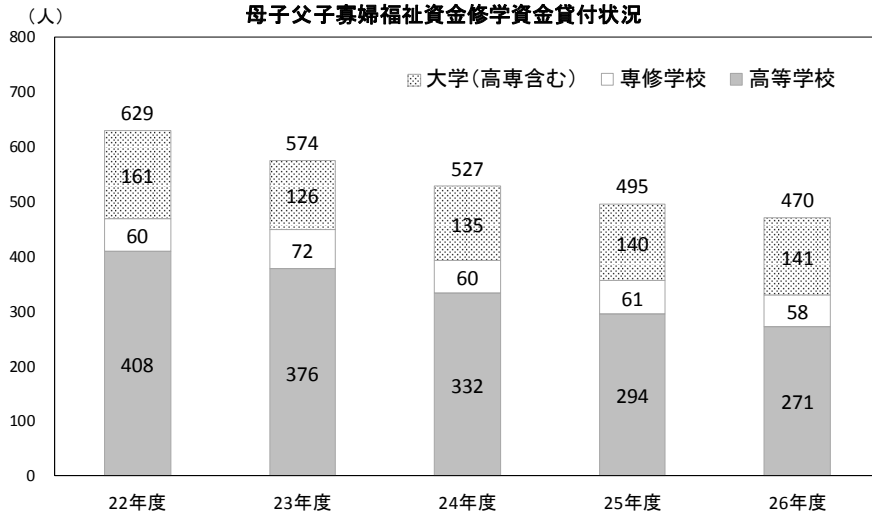
青森県育英奨学会の奨学金の貸付状況は、高校奨学金、大学奨学金とも減少傾向となっています。平成26年度の大学奨学金貸与者数は308人、高校奨学金は1,477人で合計1,785人となり、前年度から204人の減少となっています。



資料) 公益財団法人青森県育英奨学会調

(2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付状況

本県における母子父子寡婦福祉資金の修学資金の貸付状況は、総数では平成22年度以降減少しており、平成26年度は大学が271人、専修学校が58人、高等学校が141人の合計470人となっています。平成22年度から26年度の減少率では、高等学校が33.6%の減少となっており、次いで大学が12.4%の減少となっています。



資料) 県こどもみらい課調

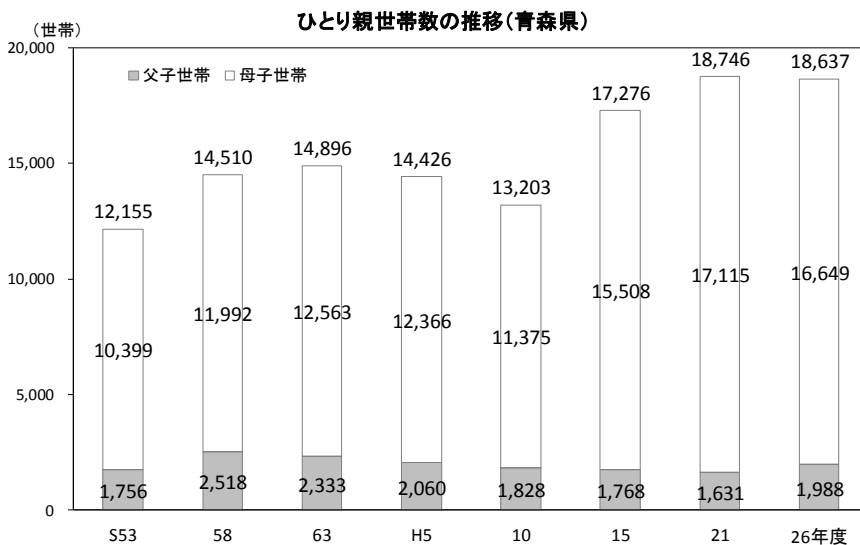
6 ひとり親世帯について(子どもの貧困に関する指標 No. 10、18~21 関連)

(1) ひとり親家庭等実態調査対象世帯の推移

本県の平成26年度におけるひとり親世帯(※)数は、18,637世帯となり、平成21年度と比べて0.6%の減少となりました。

世帯別では、母子世帯が16,649世帯で平成21年度に比べ466世帯(2.7%)の減少、父子世帯は1,988世帯で平成21年に比べ357世帯(21.9%)の増加となっています。

(※) 配偶者のいない女子または配偶者のいない男子とその扶養を受けている20歳未満の児童(未婚の者に限る)からなる世帯



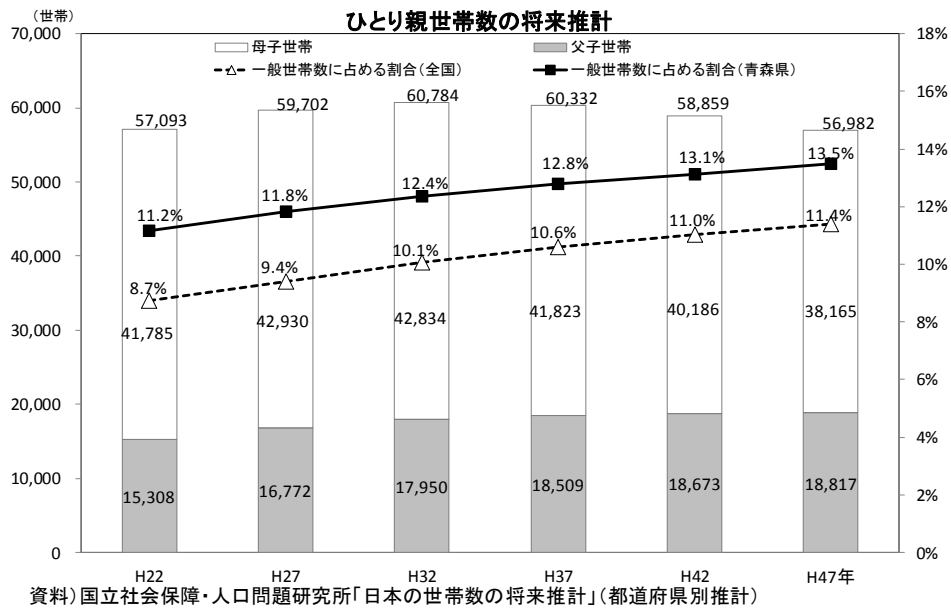
資料) 県こどもみらい課「青森県ひとり親世帯等実態調査」

(2) ひとり親世帯の将来推計

本県におけるひとり親とその子からなる世帯数(※)の将来推計を見ると、総数では平

成 32 年までは増加していきませんが、以後減少に転じます。しかしながら、一般世帯数に占める割合をみると、一貫して増加していくと推計されており、本県では全国平均よりも高く、平成 47 年においては、13.5%となり全国平均を 2.1 ポイント上回っています。

(※) 「ひとり親とその子からなる世帯」には 20 歳以上の子がいる世帯を含む。

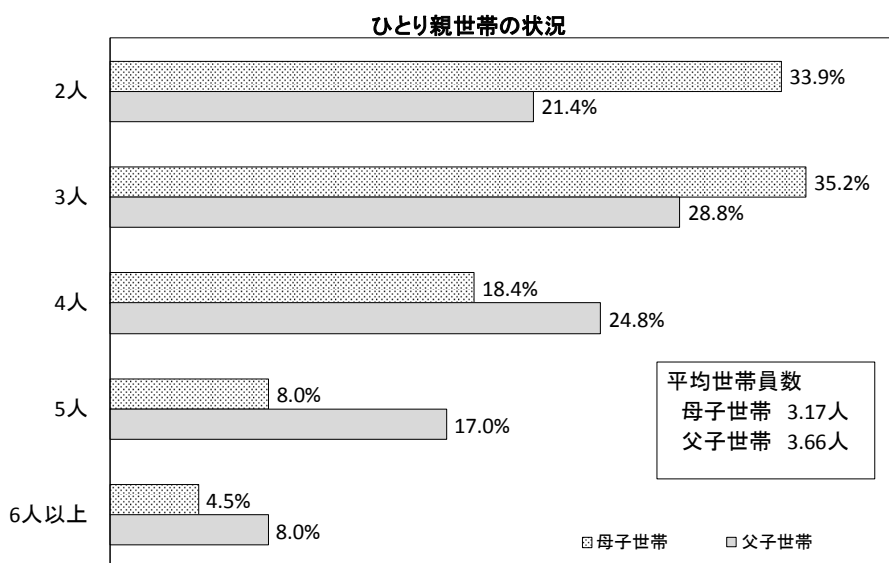


(3) ひとり親世帯の世帯員の状況

本県におけるひとり親世帯の人数は、母子世帯では「3人世帯」が 35.2%と最も多く、次いで「2人世帯」が 33.9%となっています。

父子世帯では、母子世帯同様「3人世帯」が 28.8%と最も高くなっていますが、次いで高い割合を占めたのは「4人世帯」で、24.8%となっており、5人世帯も 17.0%と母子世帯に比べ高くなっています。

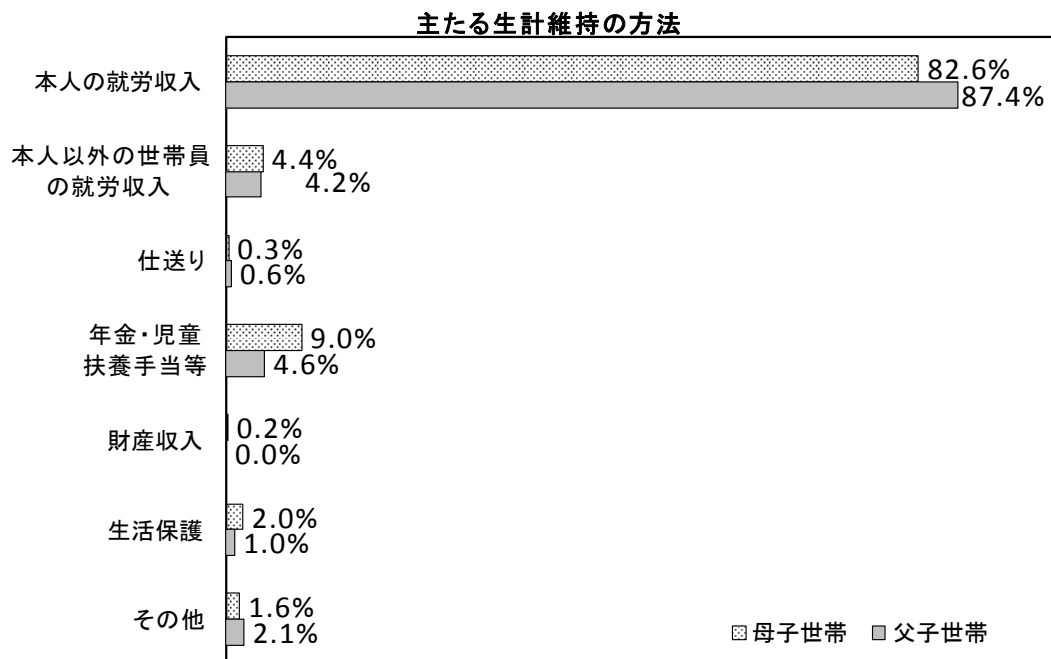
平均世帯人員は、母子世帯が 3.17 人、父子世帯が 3.66 人となっています。



(4) ひとり親世帯の主たる生計維持の方法

主たる生計維持の方法は、母子世帯、父子世帯とも「本人の就労収入」が最も高く、

母子世帯では 82.6%、父子世帯では 87.4%となっています。

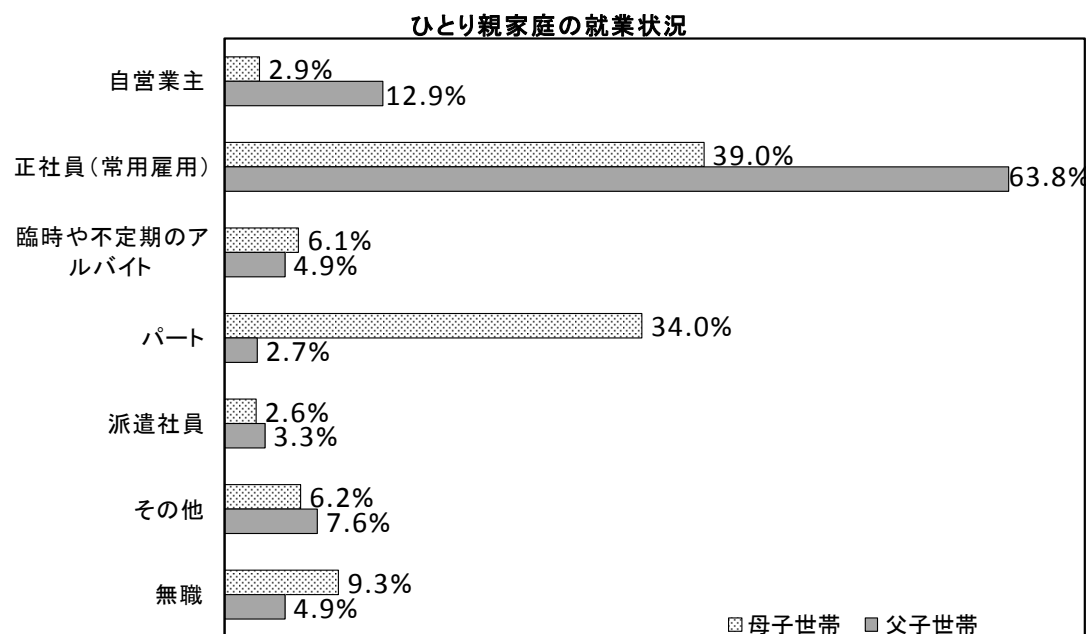


資料) 県子どもみらい課「平成26年度青森県ひとり親家庭等実態調査」

(5) ひとり親家庭の親の就業状況

本県の母子世帯の母、父子世帯の父の就業状況をみると、母子世帯では全体の 90.7%、父子世帯では 95.1%が何らかの仕事に従事しています。

雇用の形態別では、母子世帯の母及び父子世帯の父とも正社員が最も多くなっていますが、母子世帯の母では、パートも 34.0%を占めています。

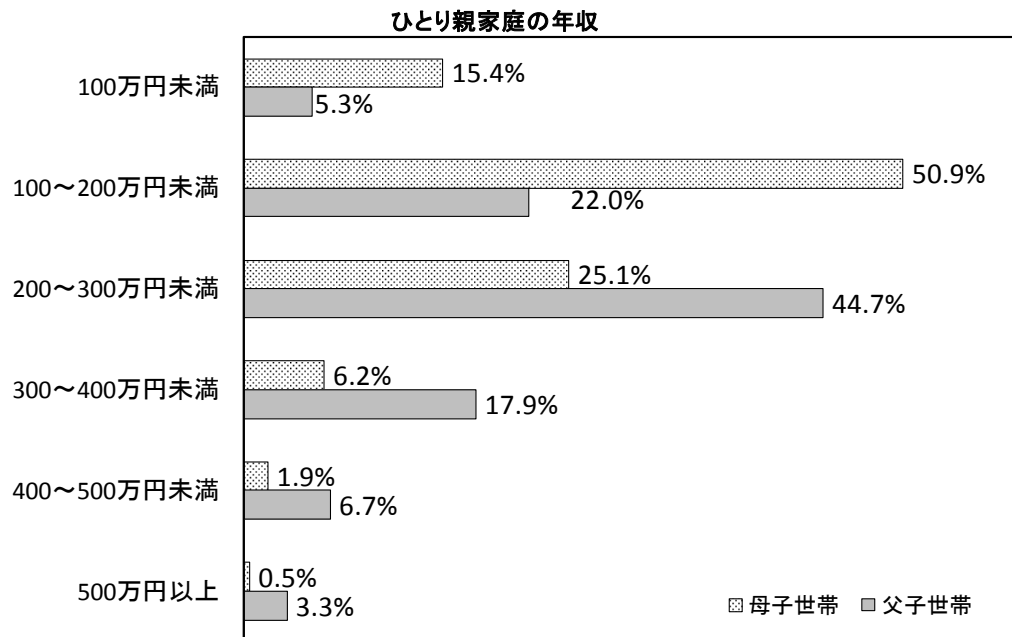


資料) 県子どもみらい課「平成26年度青森県ひとり親家庭等実態調査」

(6) ひとり親世帯の年収

本県の母子世帯の年収をみると、100～200万円未満が 50.9%と最も多く、半数を超え

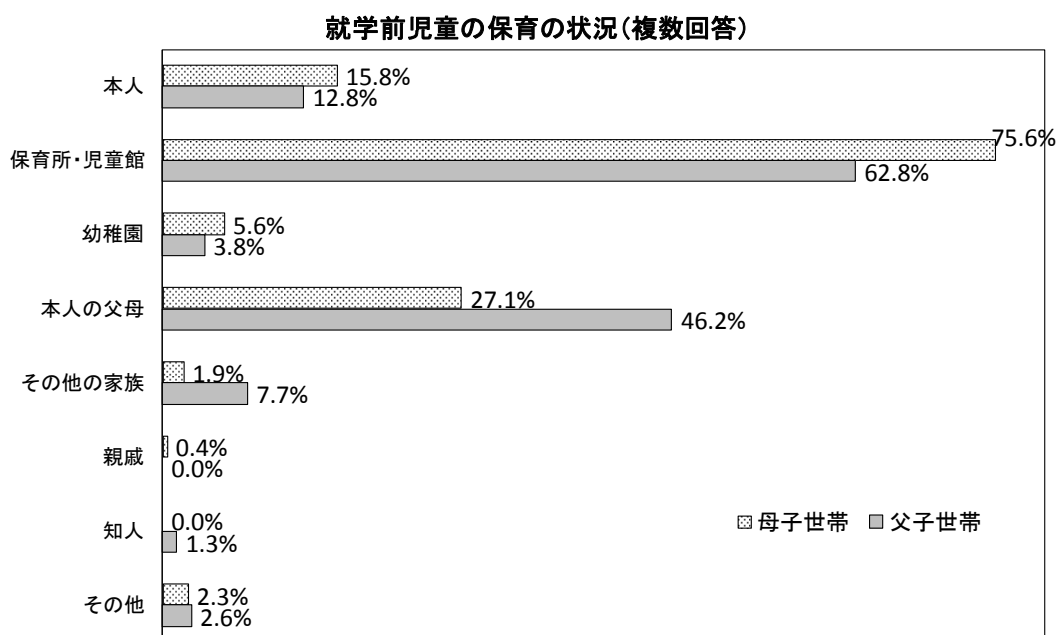
ており、200万円未満の世帯が全体の約6割を占めています。また、父子世帯では、200～300万円未満が44.7%と最も多く、年収300万円未満の世帯が全体の72.0%を占めています。



資料) 県こどもみらい課「平成26年度青森県ひとり親家庭等実態調査」

(7) ひとり親世帯における就学前児童の保育の状況

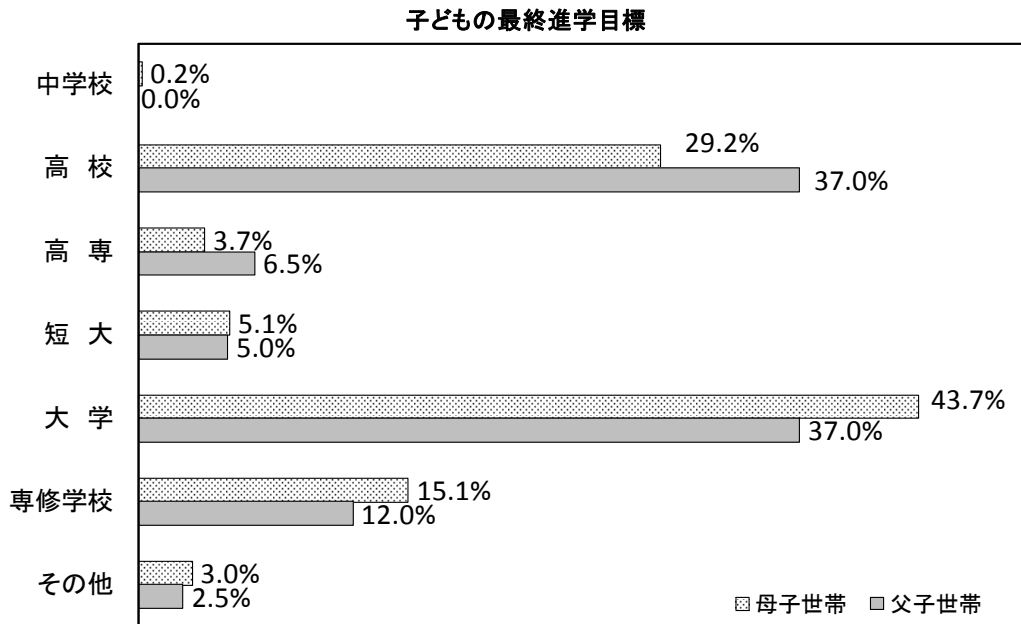
本県のひとり親世帯における就学前児童の保育の状況は、母子世帯、父子世帯とも「保育所・児童館」が最も高く、母子世帯では75.6%、父子世帯では62.8%となっています。次いで高くなっているのは、母子世帯、父子世帯とも「本人の父母」で、母子世帯では27.1%、父子世帯では46.2%となっており、父子世帯では本人の父母が保育に当たっている割合が高くなっています。



資料) 県こどもみらい課「平成26年度青森県ひとり親家庭等実態調査」

(8) ひとり親世帯における子どもの最終進学目標

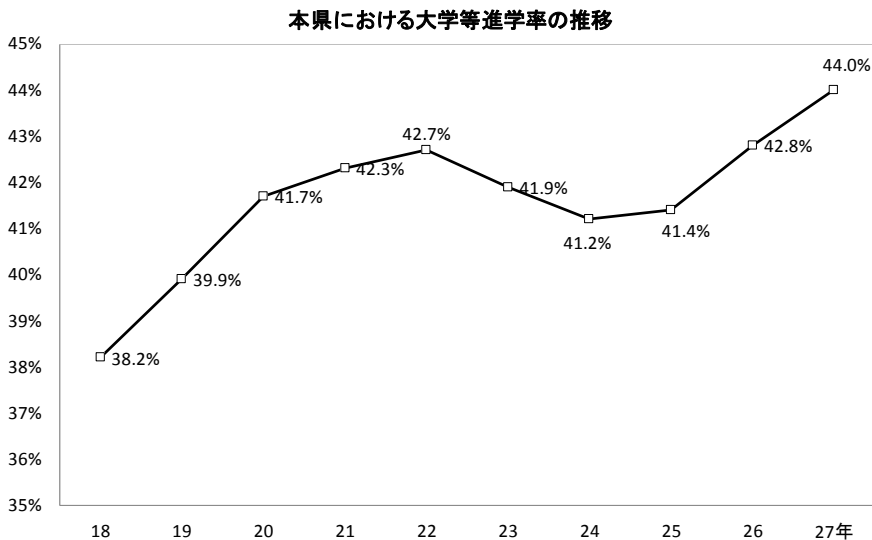
本県におけるひとり親世帯の親が希望する子どもの最終進学目標は、母子世帯では「大学」が43.7%と最も高く、次いで「高校」が29.2%となっています。また、父子世帯では「大学」、「高校」が同率で37.0%となっています。



資料) 県こどもみらい課「平成26年度青森県ひとり親家庭等実態調査」

(参考)

本県の高等学校（全日制・定時制課程）の卒業者の大学等進学率は、平成23年、24年と連続して低下しましたが、平成25年以降は上昇を続けており、平成27年は44.0%となっています。



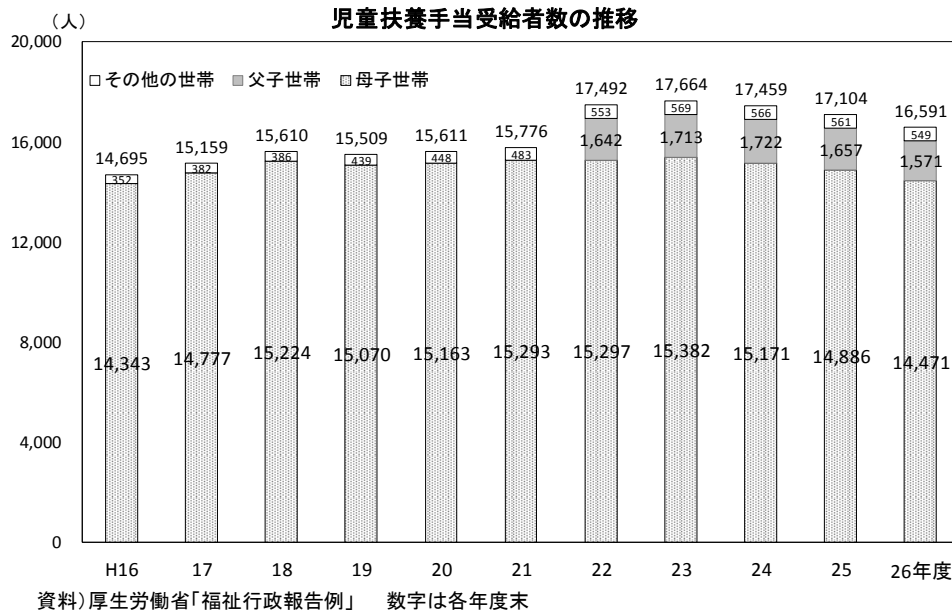
資料) 県教育庁「高等学校等卒業者の進路状況」 数字は各年3月卒業者の状況

(9) 児童扶養手当受給者の推移

本県における児童扶養手当受給者の推移をみると、平成22年8月の制度改正により、

父子世帯も手当の対象となったことから、平成 22 年度は前年度に比べて、10.8%増加し 17,472 人となりましたが、平成 23 年度の 17,664 人をピークに以降減少が続いており、平成 26 年度は 16,591 人となっています。

平成 26 年度の内訳をみると、母子世帯が 14,471 人で全体の 87.2%、父子世帯は 1,571 人で全体の 9.5%となっています。



【参考】 貧困率の算定方法について

我が国の貧困率は、国民生活基礎調査のデータを基に、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づいた方法で算出される相対的貧困率を用いています。

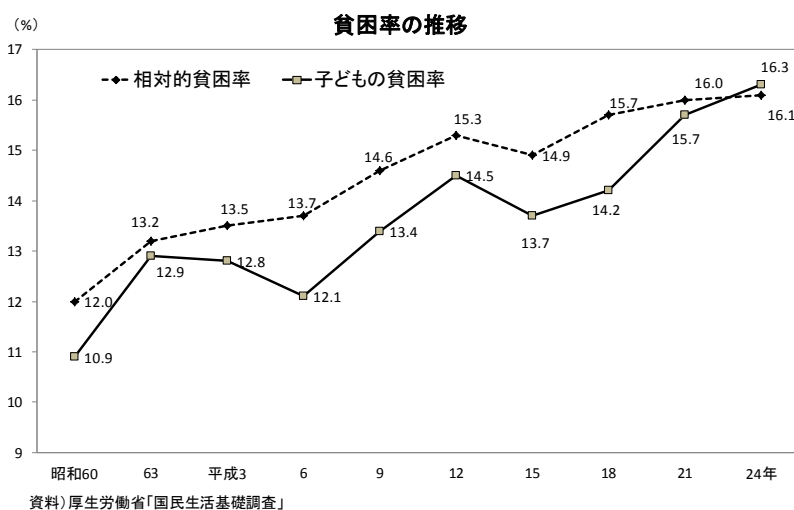
○ 相対的貧困率

等価可処分所得（※）の中央値の 50%以下の所得である者の割合

（※）世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いた収入）を世帯人数の平方根で割って調整した所得

○ 子どもの貧困率

17 歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得が所得中央値の 50%以下である子どもの割合



青森県子どもの貧困対策推進計画

平成 28 年 3 月

発行 青森県健康福祉部こどもみらい課
〒 030-8570 青森市長島 1 丁目 1 番 1 号
電話 017-734-9303 FAX 017-734-8091